

湘南藤沢コンソーシアムに係る基本協定書

藤沢市は、慶應義塾大学、湘南工科大学、多摩大学、日本大学が設置される湘南随一の学園都市として、アイデンティティと都市ブランドを形成している。

また、市内4大学は、それぞれの専門分野に多くの知的、人的資源を有している。

これらの資源は、地域共有の財産であり、市内4大学を「知の宝庫」として、行政との緊密な連携、協働を推進することにより、地域の課題に迅速かつ適切に対応することが可能になるとともに、官学双方の発展と市民生活の質的向上が達成されるものとする。

藤沢市と藤沢市に立地する各大学は、それぞれの有する知的・人的資源を活かして、地域貢献を前提とした連携、協働を進め、さらに市民、市民ボランティア、NPO、企業等の様々な主体が社会の担い手となる新しい公共を形成することにより、市民力、地域力、行政力と自律した都市力の一層の強化による魅力溢れるまちづくりに資するため、ここに湘南藤沢コンソーシアムを設立し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、湘南藤沢コンソーシアムに係る基本的な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この組織体は、湘南藤沢コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)と称する。

(構成)

第3条 コンソーシアムは、この協定締結者(以下「当事者」という。)によって構成する。

(代表者)

第4条 コンソーシアムは、藤沢市を代表者とする。

(運営に関する基本的事項)

第5条 コンソーシアムは、知的集積に基づく地域社会への貢献を理念とする。

2 コンソーシアムは、次に定める基本方針を前提として、当事者が連携、協働す

るものとする。

(1) 市民が生活，都市に対して活力，成熟を実感できるまちの実現を図ること。

(2) 市民が地縁，コミュニティ等によって交流，支援等を実感できるまちの実現を図ること。

(3) 各大学の魅力が発信され，市民にも共感されるまちの実現を図ること。

3 前項の基本方針を実現するため，コンソーシアムは，次に定める事項を検討するものとする。

(1) 大学，企業，行政等の連携，協働による地域活力の創出に関すること。

(2) 地域文化の醸成に関すること。

(3) 大学間の連携，協働に関すること。

(4) 海外協定，提携等に基づく国際的活動と地域との連携に関すること。

(5) テーマ別，体系的な事業の推進に関すること。

(6) コンソーシアム活動拠点に関すること。

(7) 前6号に定めるもののほか，コンソーシアムが必要と認めること。

(構成団体の責務)

第6条 当事者は，前条の基本的事項に基づき，市民及び当事者全体に有効，有益な活動を実践するものとする。

2 前項に定める活動に当たり，当事者は，その有効性，有益性を市民に遅滞なく提供できるよう実践しなければならない。

(コンソーシアムの設置・運営事項)

第7条 この協定書に定めるもののほか，コンソーシアムの設置及び運営に関する事項は，コンソーシアムが別に定める。

(協定書の更新)

第8条 この協定書の有効期間は，協定書締結の日から1箇年とし，有効期間終了1箇月前までに，当事者から解約等の意思表示をしないときは，その都度協定書を更新したものとする。

(協議)

第9条 この協定書その他コンソーシアムに係る規程に定めのない事項については，当事者が協議の上，決定するものとする。

この協定締結の証として、本書5通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2011年（平成23年）10月4日

藤沢市遠藤5，322番地

慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス

代表 総合政策学部

学部長 國領 二郎

藤沢市辻堂西海岸1丁目1番25号

湘南工科大学

学長 谷本 敏夫

藤沢市円行802番地

多摩大学グローバルスタディーズ学部

学部長 松林 正一郎

藤沢市亀井野1，866番地

日本大学生物資源科学部

学部長 河野 英一

藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市

藤沢市長 海老根 靖典